

資金管理業務規程の変更について(案)

1. 変更の要旨

現在、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。)の改正が予定されていることから、改正後速やかに当該改正規定に基づき、資金管理業務規程を別紙「新旧条文対照表」のとおり変更する。

2. 変更の内容

省令の改正規定に基づき、再資源化預託金等の輸出取戻し手続きに係る輸出の事実を証明する書類として「航空機による運送の契約に関する書類の写し」及び「登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書の写し」を、新たに認める。

なお、省令の改正内容が上記と異なることとなり、資金管理業務規程の変更内容も上記と異なることとなった場合は、改めて資金管理業務諮問委員会の審議に付す。

以上